

県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務プロポーザル選考実施要領

令和3年3月12日
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

1 趣 旨

- 本県における大学卒業生の離職率（入社1～3年目）は全国平均に比べ高く、県内企業の人材確保を進めるためにも、若手社員の離職を防止するための対策が急務である。
- 若手社員の離職理由としては、人間関係を挙げることが多く、これは身近な相手への相談によって防止することが可能である。しかし、特に中小企業では人数が少ないことに加え、同世代が存在せず、気兼ねなく仕事等の相談ができる相手が作りにくい状況にある。
- また、離職を考える若手社員は、入社直後には離職を考え始めていることから、早期離職を防止するためには、特に入社前～入社9か月までの対応が求められている。
- さらに、県内中小企業には資金、マンパワー不足で、新入社員向け研修が開催できていない企業が多く、そもそも新入社員には十分な学び、交流の機会が与えられていない。
- これらのことから、入社前～入社9か月までの新入社員向け研修を行い、かつ、参加者同士が同世代の相談相手としてつながることができるような仕組みづくりを行うことで、職場定着及び離職率の低下を図る。

以上のことから、県内企業の新入社員向けセミナー実施に係る業務（県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務。以下「委託業務」という。）について、下記のとおり企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）により委託先の募集を行うものである。

この要領は、委託業務に係る委託先を決定するために行う本件プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めたものである。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務

(2) 委託業務の内容

上記1で掲げた趣旨を達成するため、県内中小企業における新入社員を対象にしたオンラインでのセミナーを開催すること。（なお、入社前時点（入社内定者）に係る対策については、本委託業務の中に含まれない。）

ア 内容

セミナーの内容には、参加者が以下の項目を学べる内容を盛り込むこと。

- (ア) 仕事のふりかえりや目標の設定（他の参加者との共有を含む。）
- (イ) 仕事をする意義や効率的な仕事の進め方
- (ウ) 業務遂行に求められる企画力、発言力、プレゼン力の向上

イ 開催時期

- (ア) 入社5か月セミナー
令和3年8月頃、半日程度×2日×3回（参加者が属する企業の地域）
- (イ) 入社9か月セミナー
令和3年12月頃、半日程度×2日×3回（参加者が属する企業の地域）

ウ 開催方法

オンラインで開催することとする。（講師、参加者ともにオンライン参加。）

エ 対象者

県内中小企業における新入社員（社会人経験者を除く入社1年目（10～20歳代）の社員）
ただし、入社5か月セミナーと入社9か月セミナーの両方に参加することを参加の条件とする。

オ 参加者数

オンライン開催に適切な参加者数を設定すること。

(例：1回につき30名を想定した場合、30名×3地域＝計90名が参加。)

カ 受講料

受講料(テキスト代等一切の経費を含む。)は無料とすること。

キ その他留意点

(ア) セミナーはグループワークを中心とし、講師による一方的な説明はなるべく行わないこと。

(イ) アイスブレイクを多く取り入れ、参加者同士の交流を深める工夫をすること。

(例：参加者には事前に自己紹介票を作成していただき冊子として配布する。 など)

(ウ) 入社5か月セミナーと入社9か月セミナーでは連続したテーマ、課題を設定すること。

(例：来年度入社する新入社員向けの研修カリキュラムを検討する。 など)

(3) 委託業務に係る人員配置

委託業務を円滑かつ効率的に実施するとともに、適切な管理運営を行うための体制を確保すること。

(4) 委託業務の実施期間

委託業務の実施期間は、令和3年6月1日(火)から令和4年1月31日(月)までとする。

(5) 募集团体数

1団体

3 委託業務に係る経費

(1) 委託上限額(予算額)

委託業務に係る金額は、2,148,000円(税込み)を上限とする。

(2) 対象経費

対象経費は、次のとおりとする。

- ・講師講義料
- ・運営費(講師補助のための人件費を含む。)
- ・テキスト代(郵送が必要な場合は発送に係る経費を含む。)
- ・その他雑費(オンラインで開催するためのシステム契約料、パソコンリース料等を含む。)
- ・委託費(ただし、県から委託する委託料全体の半額を超えないこと。)

(3) 経費の支払

実績額に応じた精算払いとする。

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

(1) 国内に事業所を有する団体(法人格の有無は問わない。)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和3年3月12日(金)から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

(5) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。

5 募集期間

令和3年3月12日(金)から同年4月16日(金)午後5時15分まで(必着)

6 応募方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を募集期間内に必ず到着するよう下記により提出すること。

ア 企画提案書(別記様式1)

イ 誓約書(別記様式2)

ウ 見積書（様式任意）

経費の明細を算出し、その経費（内訳を含む）を記載し、消費税を含めた見積とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

エ 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ10枚以下）

オ 団体の概要が分かる書類（定款、規約等代表者の定めが分かるもの）

(2) 提出方法

持参又は送付

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

(3) 提出部数

4部

(4) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課

電話 0857-26-7647

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyouseisaku@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/296256.htm>

(5) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

ウ 提出された企画提案書等を提出者に無断で他の目的に使用することはないこと。

エ 4の参加資格のない者が提出した提案書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して選定の取消しを行うことがある。

オ 企画提案書等の提出後、企画提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、本県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 質問の受付

(1) 本要領についての質問がある場合には、質問書（任意様式）を作成し、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により6(4)へ提出すること。

(2) 受付期間

令和3年3月12日（金）から同月31日（水）午後5時15分まで（必着）

(3) 回答方法

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/296256.htm>)

により令和3年4月7日（水）までにまとめて閲覧に供する。

8 選考

(1) 提出された企画提案書等を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県「公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務プロポーザル審査会、構成人数3名）」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、「県内企業新入社員向け合同交流会セミナー実施業務委託に係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、企画提案書等の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

(3) 審査は書類審査とする。なお、提案者に対しては、必要に応じて、追加資料の提出、プレゼンテーションの実施等の対応を依頼する場合もある。

(4) このプロポーザルに関して、審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず失格とする。

9 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知するとともに、その概要を鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課ホームページに公表する。

10 スケジュール

委託契約の締結に至るまでの手続及び時期は下記のとおりとする。ただし、(1)及び(3)以外は状況に応じて前後する場合もあり得る。

(1) 実施要領、審査要領、プロポーザル公募公告	令和3年3月12日
(2) 質問書提出期限	令和3年3月31日
(3) 審査員の任命	令和3年4月上旬
(4) 提案書提出期限	令和3年4月16日
(5) 審査会の開催（書面審査）	令和3年4月下旬
(6) 審査結果の通知、公表	令和3年5月上旬
(7) 企画提案等の協議及び見積り依頼	令和3年5月中旬
(8) 契約締結及び事業開始	令和3年6月1日

11 その他

(1) 契約の締結

審査会が審査要領により、最優秀提案者として決定した者と契約締結の交渉を行い、見積書（明細書含む。）を徴して契約を締結するものとする。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、交渉が不調のときは、審査会が順位付けをした上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。